

役員報酬規程

社会福祉法人ハッピーネット

2021年7月

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ハッピーネット（以下「法人」という）定款第9条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）並びに評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等の額の決定)

第2条 理事・監事並びに評議員の個別報酬金額は、評議員会の決議による総枠の範囲で、法人の業績、職員給与との釣り合いおよび他法人等の水準その他を勘案して、理事については理事会において、監事及び評議員については評議員会において決定する。

2 非常勤理事・非常勤監事および非常勤評議員には、原則として、報酬を支給しない。ただし、評議員会が、特段の決定を行った場合は、この限りではない。

3 理事・監事並びに評議員の報酬総額及び理事に対する支給範囲については下記のとおりとする。

1) 全理事の報酬総額は、年間 100,000,000 円以内とする。

2) 理事長の報酬は、『給与規程』指定職年俸報酬表の 731 等級以上 800 等級以下とする。

3) 業務執行理事の報酬は、『給与規程』指定職年俸報酬表の 716 等級以上 746 等級以下とする。

4) 職員兼務理事の報酬は、『給与規程』指定職年俸報酬表の 706 等級以上 731 等級以下とする。

5) 全監事の報酬総額は、年間 1,000,000 円以内とする。

6) 全評議員の報酬総額は、年間 1,000,000 円以内とする。

(報酬の表示)

第3条 理事の支給される報酬は、次のとおりとする。

1) 理事長：「役員報酬」

2) 業務執行理事「役員報酬」

3) 職員兼務理事：「役員報酬」

(報酬の支給方法)

第4条 理事の報酬は、報酬の額（年額）を 12 等分のうえ、原則として、毎月、職員給与の支給日に支給する。

2 前項の支給にあたっては、税金、社会保険料その他の所定の金額（本人からの依頼による控除を含む）を控除する。

3 第1項の支給方法は、原則として、本人が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことによる。

(長期不就業時の取扱い)

第5条 理事または監事が、傷病その他やむを得ない事由によって、長期にわたって職務

を就くことができない場合については、その任期の期間中、原則として、所定の報酬額（職員兼務理事の兼務職員給与を含む）を支給するものとする。ただし、評議員会において、特段の決定をした場合は、この限りではない。

（臨時の措置）

第6条 大規模な災害・事故による被災、業績の急速な低下、財務状況の悪化その他、とくに重大な事由がある場合は、任期の途中においても、理事については理事長の決定によって、その報酬額の減額（カット）を行うことがある。

（非常勤理事、非常勤監事及び非常勤評議員の日当）

第7条 報酬を支給されない非常勤理事、非常勤監事及び非常勤評議員が、理事会その他の会議等に出席する場合は、日当日額2万円を支給する。交通費に関しては自己負担とし、多額の交通費を要したものに関しては、別途支給する。

2 非常勤監事が法人の定期監査、随時監査及び決算監査の実施と当該監査に伴う業務を行う場合は、日当日額5万円を支給する。

（改定）

第8条 この規程の改定は、法人本部事務局総務課が起案し、評議員会の議決により行う。

（補則）

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めるものとする。

附則

2003年04月01日施行

2010年10月01日改定

2010年12月01日改定

2017年04月01日改定

2019年07月01日改定

2021年07月01日改定